

あおり家畜衛生情報 No. 2 平成27年5月

★東青地域県民局地域農林水産部 青森家畜保健衛生所

★東青地区家畜衛生推進協議会

Tel:017-764-1744 Fax:017-728-0335



台湾で口蹄疫が発生！

平成27年5月8日、台湾で2年ぶりに口蹄疫の発生が確認されたと発表がありました。

発生地	畜種	発生頭数	血清型
台湾金門県	牛(176頭飼養)	1頭	A型

牛・豚等の偶蹄類を飼養する方は、本病の侵入を防止するため、特に、

- ・農場での人及び車両の出入りにあたり、消毒等を徹底すること。
- ・東アジア地域では、台湾以外にも、本年に入ってから中国、韓国、モンゴル等において口蹄疫が続発していることから、本病発生国への不要不急の渡航は極力避けること。
- ・口蹄疫を疑う症状を呈している家畜を発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に届け出ること。

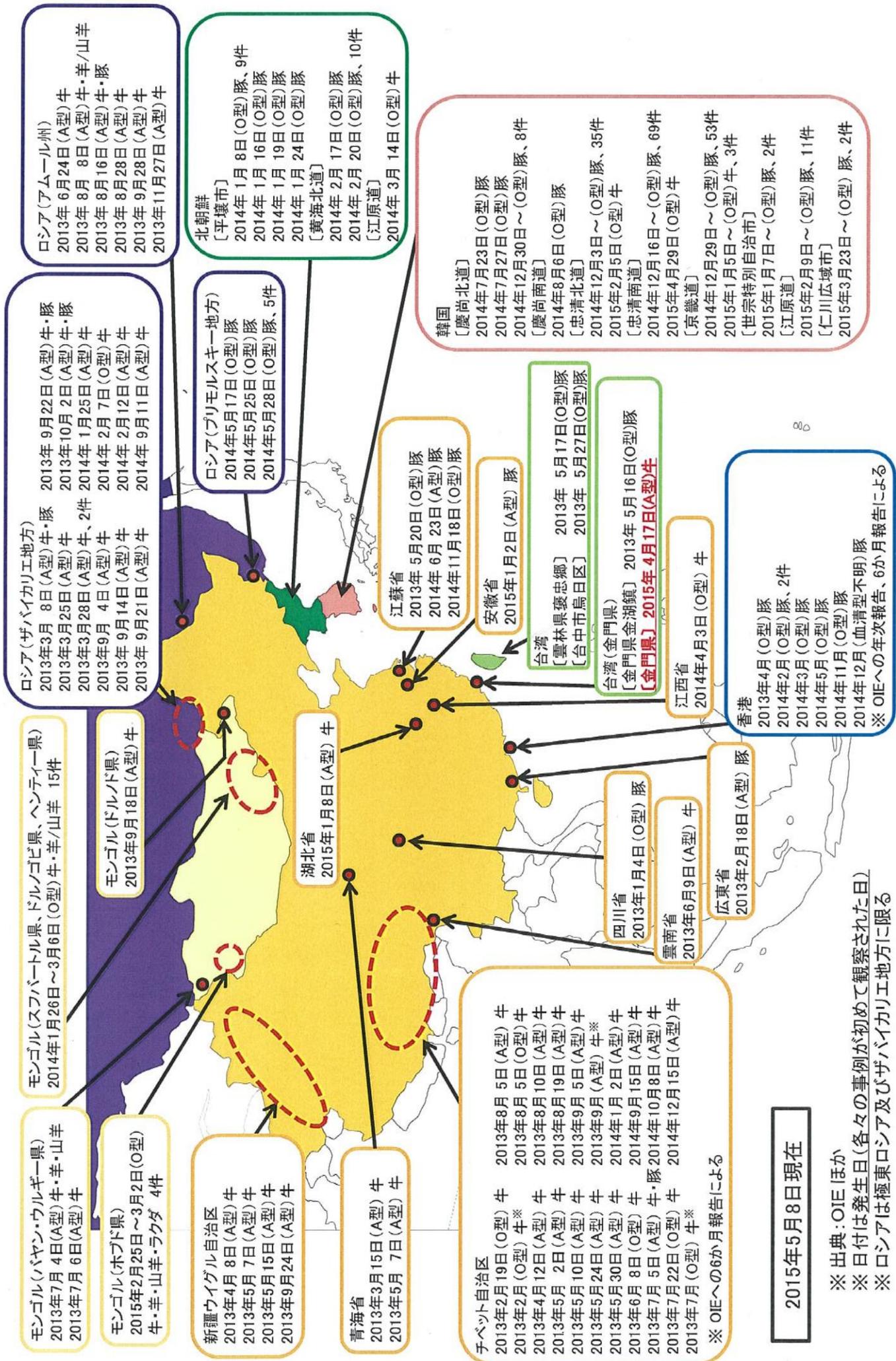
を徹底し、引き続き飼養衛生管理基準を守ってくださるようお願いいたします。

飼養衛生管理基準の要点

- 1 衛生管理区域への病原体持込み防止のため、
①手指、靴の消毒 ②関係者以外立入禁止 ③食品残さは加熱後給与
- 2 野生動物の侵入を防ぐ。
- 3 病原体に汚染されていない清潔な飲用水を給与する。
- 4 衛生管理区域の衛生状態の確保のため、畜舎、器具を清掃、消毒する。
- 5 家畜の健康観察を行い、口蹄疫を疑うような症状がみられた場合は速やかに家畜保健衛生所に連絡する。
- 6 感染ルート特定のため、衛生管理区域の立ち入りに関する記録を作成する。
- 7 伝染病の発生予防に関する最新の情報を把握する。

家畜に異状が見られたら、直ちに青森家畜保健衛生所にご連絡ください
電話：017-764-1744 夜間・休日：090-2274-0474

中国、香港、台湾、韓国、北朝鮮、モンゴル、ロシアにおける口蹄疫の発生状況（2013年1月以降の発生）



2015年5月8日現在

※ 出典: OIE ほか
 ※ 日付は発生日(各々の事例が初めて観察された日)
 ※ ロシアは極東ロシア及びザバイカリエ地方に限る